

岩手県告示第917号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
つくし薬局大町店	上閉伊郡大槌町大町3番7号	平成21年11月1日
田中薬局	上閉伊郡大槌町吉里吉里二丁目5番6号	〃